

## 指名停止措置について

No.	対象業者	事案の内容及び指名停止の理由	指名停止の根拠		指名停止期間	登録業種
			指名停止措置要領第2条第1項に基づく別表	該当条項		
1	株式会社海部清掃 代表取締役 加藤 慎史 あま市西今宿平割二6	令和5年1月4日、自社施設のメンテナンス作業において従業員1名が死亡する労働災害を発生させ、津島簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けたため	(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者等の事故) 5 工事請負契約等の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者等に死亡者若しくは負傷者を生じさせたと認められるとき。 (1) 死亡者を生じさせた者 当該認定をした日から1か月以上6か月以内 (2) 負傷者を生じさせた者 1か月以上3か月以内 (準用) 6 第2項第1号及び第2号並びに前2項の規定は、本市以外の者が発注する工事又は製造の請負、物品の購入、業務の委託その他の契約について適用することができる。	死亡者を生じさせたため第1号に該当	1か月 令和6年1月18日～ 令和6年2月17日	物品の買入れ・委託業務等 (不用品買受、建物等各種施設管理、運搬・保管等、検査・測定、その他の業務委託等)
2	日本ゼネラルフード株式会社 代表取締役 杉浦 卓 名古屋市中区千代田5-7-5 パークヒルズ千代田	静岡県西伊豆町内の社会福祉施設において、食中毒を発生させたことが食品衛生法第6条第3号に違反した行為であるとして、令和5年11月15日に静岡県賀茂保健所から営業禁止処分を受けたため。	(建設業法その他の業務関連法令違反行為) 11 建設業法その他の業務に関連する法令に違反し、行政処分を受けたとき。 (1) 本市契約に関するもの 行政処分を知った日から2か月以上6か月以内 (2) (1)以外のもの 1か月以上6か月以内	本市の契約に関するものではないため第2号に該当	1か月 令和6年1月18日～ 令和6年2月17日	物品の買入れ・委託業務等 (給食)
3	近畿日本ツーリスト株式会社 三河支店 支店長 眞殿 卓治 岡崎市康生通南3-11岡崎東ビル3階	令和5年6月15日、東大阪市が発注する新型コロナウイルスワクチン接種関連業務に関し、社員が詐欺の疑いで逮捕された。また、令和5年7月18日、掛川市及び焼津市が発注した同業務に関しても、社員が詐欺の疑いで逮捕され、令和6年1月16日有罪判決を受けたため。	(不正又は不誠実な行為) 12 前各項に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事請負契約等の相手方として不適当であると認められるとき。  当該認定をした日から 1か月以上12か月以内	—	1か月 令和6年1月18日～ 令和6年2月17日	物品の買入れ・委託業務等 (建物等各種施設管理、映画等製作・広告・催事、調査委託、コンピュータサービス、旅客業、外国語、その他の業務委託等)